

食品産業グローバル展開推進事業実施要領

制定 令和3年3月30日2食産第6795号
農林水産省食料産業局長通知

第1 目的

海外農業・貿易投資環境調査分析事業実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5386号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の事業の種類の欄の1にある本事業は、実施要綱及び海外農業・貿易投資環境調査分析事業補助金交付要綱（平成30年3月30日付け29食産第5389号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するところとする。

第2 事業実施主体等

1 事業実施主体は、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という。）とする。

2 事業実施者

第3の1の（2）の事業を実施する者（以下「事業実施者」という。）は、次のとおりとする。

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、独立行政法人、地方独立行政法人及び法人格を有しない団体で事業承認者（実施要綱の第5の1の事業承認者をいう。）が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）

3 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

（1）主たる事務所の定めがあること。

（2）代表者の定めがあること。

（3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。

（4）各年度ごとに事業計画及び収支予算等が総会において承認されていること。

4 特認団体の申請をする団体は、実施要綱第5の1の事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）を提出する際、別記様式1を併せて食料産業局長に提出し、その承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

本事業の内容及び補助対象となる経費の範囲内については、次のとおりとする。

1 事業の内容

ロシアにおける事業可能性調査・実証事業

食関連企業（製造業、外食・中食業、流通業、小売業等）の海外展開の推進を図るため、ロシアとの関係における「8項目の協力プラン」の具体化に資する事業であって、事業実施者の海外展開及び現地での操業拡大に

有効な取組を支援する。

(1) 事業実施者の選考・事業管理等

ジェトロは、公募等の適正な手続きにより事業実施者を選考するとともに適当かつ必要な事業管理を行う。

ア 公募選考会の開催

事業実施者を公募した上で外部有識者及び農林水産省職員から構成される公募選考会を開催し、(2)の事業を行う事業実施者の選考を行う。

イ 事業の管理等

事業実施者の公募、採択、補助金の交付、事業の進捗管理、事業実施者の支援等を行う。

(2) ロシアにおける事業可能性調査・実証事業

ジェトロは、事業実施者の海外展開及び現地での操業拡大に有効な次の取組を支援する。

ア 協業・連携相手となる企業等の開拓のためのネットワーキング活動

イ 個々の企業努力では解決困難な課題解決のための専門家派遣・関係者招へい

ウ 事業可能性調査・実証等

2 補助対象経費

(1) 人件費

ジェトロが本事業を実施するために雇用し、本事業に直接従事する者に支払う実働に応じた対価とする。

人件費の算定方法を示す書類、業務日誌等及び精算に要する書類については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)によるものとする。また、申請時に積算根拠となる資料を添付するものとする。

(2) 謝金

事業を実施するために必要な専門的知識・知見の提供、資料・情報の収集や提供を行った人又は組織に対する謝礼に必要な経費とする。

単価については、ジェトロの規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定するものとする。

申請時に設定された単価が妥当であるか否かの審査に供するため、謝金単価の設定根拠となる資料を提出するものとする。

(3) 賃金

事業を実施するために必要となる業務(資料の整理・収集、マーケティング実施に係る補助等)について、臨時に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)とする。賃金の対価は、ジェトロの賃金支給規則や国・都道府県・市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定するものとする。

(4) 旅費

ジェトロ及び事業実施者が本事業を実施するために必要な交通費、日当、宿泊費及び諸雑費とし、ジェトロが行う各種調査、打合せ、報

告会等への有識者の招へいに係る国内外の移動に要する経費を含むものとする。

単価については、ジェトロの旅費支払規則や国・都道府県・市町村の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定するものとする。交通費及び宿泊費は格安航空券や新幹線及び宿泊パックを活用する等、経費の節減に努め、市場価格や複数の旅行会社等を比較検討した上、最も安価なチケット等を利用するものとする。

申請時に設定された単価が妥当であるか否かの審査に供するため、旅費単価の設定根拠となる資料を提出するものとする。

出張に当たっての支度金、往復路における本事業と関係のない国・地域への立ち寄り及び滞在（合理的な旅程によるトランジットを除く。）に要する費用は対象経費としない。

なお、航空機を利用した場合には、精算時に各人ごとの旅程表、請求書（出張費一括の金額ではなく、経費の内訳の分かるもの）、領収書及び搭乗証明（航空券の半券等の搭乗した証明を含む）を提出するものとする。

（５）需用費

事業を実施するために必要な消耗品、用具等の購入経費、通信運搬費、翻訳費、通訳費、印刷費、資料作成費、弁護士相談料、文献・資料等購入費、車両借上費及び送金手数料等の雑費とする。インターネット使用経費（セミナー等の会場内に設置する事務局用インターネット使用経費を除く。）、相手が不明な通話経費及び会食・茶代は補助対象から除く。

なお、購入した文献・資料等については、購入した文献等の一覧表を作成し、農林水産省に提出するものとする。

（６）委託費

事業を実施するに当たり、特殊な知識等を必要とする場合において、やむを得ずその事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費であり、委託先を選択するときは、原則として、競争に付すものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

（７）賃借料及び使用料

事業者の選考会、連絡会議等に係る会場賃借料のほか、備品の使用料等とする。

（８）実証に係る経費

第３の１の（２）のウを実施するに当たり、進出先国のニーズに応じた商品の改良、試験的生産や販売、プロモーション及び研修等に必要な経費とする。

３ 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要な経費であっても申請できないものとする。

（１）飲食費

（２）設備（機械・装置）等の購入、開発・改良及び据付等に要する経費

- (3) 1件(個)当たりの購入価格が5万円以上の物品の取得に要する経費。また、1件(個)当たりの購入価格が5万円未満のものであるが、事業終了後も利用可能な汎用性の高いもの(家電、パソコン及びデジタルカメラ等)の取得に要する経費
- (4) ジェトロの他の事業と区分できない経費
- (5) 商標権等無形固定資産の取得又は登録に関する経費
- (6) 日本国内の移動に係るタクシー経費(公共交通機関の状況等に照らし、やむを得ない場合を除く。)
- (7) 事業実施者の人件費
- (8) 本事業の業務(資料の整理・収集、調査の補助等)を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費(「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」)
- (9) 補助金の交付決定があった年度より前に発生した経費
- (10) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費

4 留意事項

事業の実施に当たっては、以下に留意するものとする。

- (1) ジェトロが有するネットワーク、コネクション、ノウハウ等を最大限に活用し、事業の重複を防止しつつ、他の事業と連携の上、効果的かつ効率的に実施すること。
- (2) 本事業の実施に当たっては、事業実施者の採択において、事前に農林水産省と協議を行うこと。
- (3) 上記に係るものの他、事業の実施に当たっては、農林水産省と緊密に連携を図ること。

第4 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和3年度とする。

第5 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

ジェトロは、実施要綱第5の1の規定に基づき、別記様式2により事業実施計画を作成し、食料産業局長に提出して、その承認を受けるものとする。

ただし、事業実施計画の変更(2の重要な変更に限る。)又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容(事業メニュー)の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表(第2、第9関係)食品産業グローバル展開推進事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更

- 3 ジェトロは、事業遂行に当たり、特殊な知識等を必要とする場合は、その事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託することができる。

なお、委託先を選定する場合は、原則として競争に付することとする。
ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

第6 事業の着手

- 1 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で、交付決定の前に着手する場合にあつては、ジェトロは、あらかじめ、食料産業局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した食品産業グローバル展開推進事業に関する交付決定前着手届（別記様式3）を食料産業局長に提出するものとする。

- 2 1のただし書により交付決定の前に着手する場合にあつては、ジェトロは、本事業について、事業の内容及び補助金の交付が確実となつてから、着手するものとする。

また、この場合においても、ジェトロは、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、ジェトロは、交付決定の前に着手した場合には、補助金交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- 3 事業実施者が第3の1の（2）の事業を行うにあつて、本事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情があるとジェトロが認めた場合には、ジェトロは別に定める手続により交付決定前の事業着手を認めることとする。

第7 事業の実施

本事業については、以下のとおり実施するものとする。

- 1 実施規程の作成

ジェトロは、事業実施者の行う事業の実施に際し、補助金の交付の手続等について別途実施規程（以下「実施規程」という。）を作成し、別記様式4により食料産業局長に提出し、その承認を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

- 2 実施規程は以下の事項を記載するものとする。

- （1）交付対象要件の定義並びに補助対象経費及び補助金の額
- （2）交付申請及び実績報告
- （3）交付の決定及び補助金の額の確定等
- （4）申請の取下げ
- （5）ロシアにおける事業可能性調査・実証事業実施計画の（変更）承認等
- （6）補助金の支払
- （7）交付決定の取消し等
- （8）補助金の経理

- (9) 個人情報保護等に係る対応
- (10) 海外の付加価値税に係る還付金の納付
- (11) その他必要な事項

3 事業実施者の公募及び審査

ジェトロは、事業の実施に当たり、事業実施者を公募により採択するものとし、第3の1の(1)のアに掲げる公募選考会を開催する。公募選考会は、事業実施者から提出されたロシアにおける事業可能性調査・実施事業実施計画が適切であるか等について審査を行うものとする。

4 事業実施に関する事項

(1) 採択通知

ジェトロは、3の公募選考会の結果を踏まえ、交付条件があれば交付条件等を記載し事業実施者に採択通知を発出するものとする。

(2) 交付決定及び額の確定

ジェトロは、採択通知発出後、事業実施者に交付申請書を提出させ、交付決定を行うとともに、事業完了後に確定検査を行い、額を確定し、確定額に基づき支払を行う。

(3) 事業進捗管理、助言等

ジェトロは、実施規程やジェトロが自ら定める事業実施要領に基づき、事業実施者から必要な報告をさせるとともに、事業実施者における事業の進捗状況を管理し、事業実施者に対し、必要に応じて助言及び指導並びに支援等を行うこととする。

(4) 事業終了後の実施結果報告

ジェトロは、事業終了後、事業実施者に実施結果報告書を作成させ、ジェトロに提出させるものとする。

第8 事業実施結果等の報告

1 事業実施結果の報告

ジェトロは、実施要綱第7の規定に基づき事業終了後速やかに、事業実施計画に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、食料産業局長に提出するものとする。

ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条1項の規定に基づく事業実施結果に係る報告書は、実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施成果の報告

ジェトロは、第3の1の(2)の事業について、事業終了年度の翌年度から3年間、毎年度、事業の成果について、毎会計年度終了後6ヶ月以内に食料産業局長に報告するものとする。

ただし、当該期限では適切に事業成果を評価することが困難な場合は、あらかじめ食料産業局長に報告の予定時期及び報告期日が遅れる合理的な理由を届出の上、報告するものとする。

また、事業実施者が設定した成果目標に対する事業成果について、その要因を分析するとともに、成果目標が達成されない場合は、ジェットロは事業実施者に対して指導・助言を行うなど、翌年度以降の取組成果に結びつくよう努めるものとする。

第9 補助金遂行状況の報告

交付要綱第12に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副2部を交付決定者（交付要綱第3の1に規定する交付決定者をいう。）に提出するものとする。

ただし、交付要綱第11の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付要綱別記様式第5号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第10 報告又は指導

食料産業局長は、ジェットロに対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができる。

第11 事業実施成果の公表

ジェットロは、第3の1の（2）の事業について、事業終了後、ウェブページ等により事業成果を公表するものとする。また、ジェットロは、食料産業局長が事業成果を普及できるよう、資料の収集及び提供等に努めるものとする。

第12 海外の付加価値税の還付額に係る国費相当額の納付

ジェットロは、事業終了後に手数料等を上回る海外の付加価値税の還付が見込まれるときは、付加価値税の還付手続を速やかに行い、手数料を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

また、他の事業と合算して付加価値税の還付手続を行う場合であっても、手数料を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

第13 特許権等の帰属

本事業を実施することにより、発生した特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）については、次の1から4までの条件の遵守を約する確認書を、ジェットロを通じ、国に提出することを条件に、事業実施者に帰属させることとする。ただし、国に提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、国又は国の指定する者に許諾することとする。

1 本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく食料産業局長に報告すること。

- 2 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国又は国の指定する者に許諾すること。
- 3 当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- 4 事業実施者は、本事業の成果である特許権等については、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に食料産業局長と協議して承諾を得ること。

第 14 収益納付

- 1 事業実施者が本事業の実施により相当の利益を得たと認められる場合には、ジェトロは、実施要綱第 8 の 1 の規定に基づき、別記様式 5 により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して 3 年間、当該報告に係る年度の翌年度の 6 月末までに食料産業局長に報告するものとする。
ただし、食料産業局長は特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。
- 2 食料産業局長は、1 による報告に基づき、ジェトロ又は事業実施者が相当の収益を得たと認めた場合には、その収益の全部又は一部の金額について、ジェトロに納付を命じることができるものとする。
- 3 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して 3 年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、補助事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度とし、食料産業局長は、特に必要と認める場合には、収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

第 15 情報の取扱い

ジェトロの職員及び公募選考会の委員は、本事業の実施により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。これらの職を退いた後についても同様とする。

第 16 その他

- 1 第 3 に掲げる事業内容等については、それぞれ相互に連携及び調整の上、行うものとする。
- 2 補助対象経費は、本事業を実施するために直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等を確認できるものとする。
- 3 事業の目的を達成するために、実施要領に明示されていない事項で必要な作業等が生じたとき又は事業の内容を変更する必要があるときは、農林水産省とジェトロが協議を行い、解決すること。

附 則

- 1 この要領は、令和３年４月１日から施行する。

別記様式1（第2関係）

番 号
年 月 日

農林水産省食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

特 認 団 体 承 認 申 請 書

- 1 事業名
- 2 団体の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の役職及び氏名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度（ 月 ～ 月）

7 構成員

名称	所在地	代表者 氏名	大企業・ 中 小 企 業の別	従業員数	資本金	年間 販売額	主要 事業	備考

- 8 設立目的
- 9 事業実施計画の内容
- 10 特記すべき事項

11 添付資料

- (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
- (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
- (3) その他の参考資料

別記様式2（第5関係）

番 号
年 月 日

農林水産省食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和 年度食品産業グローバル展開推進事業実施計画の承認（変更、中止又は廃止の承認）申請について

海外農業・貿易投資環境調査分析事業実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5386号農林水産事務次官依命通知）第5の1（注1）の規定に基づき、関係書類（注2）を添えて、承認（変更、中止又は廃止の承認）を申請する。

（変更理由）

○○○○○○○○○○（注3）

（中止又は廃止の理由）

○○○○○○○○○○（注4）

（注1）変更、中止又は廃止の承認申請の場合は、「第5の2」とすること。

（注2）関係書類として別添を添付すること。

（注3）変更承認申請の場合には、事業の変更の理由を記載し、承認通知があった事業実施計画の事業の内容等と容易に比較対照できるよう、事業実施計画の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略すること。

（注4）中止又は廃止の場合には、事業の中止又は廃止の理由を記載すること。

（注5）事業実施結果報告書として本様式を用いる場合には、件名を「令和年度食品産業グローバル展開推進事業の実施結果の報告について」とし、別添には、実績を記載すること。

(別添1)

1 事業実施主体の概要

(1) 事業実施主体の名称

(2) 所在地及び連絡先

(3) 代表者の役職及び指名

2 事業の目的

3 事業の内容

4 事業の目標

5 事業完了予定年月日

年 月 日

6 積算内訳

事業種類	事業細目	事業費	負担区分			備考
			国庫補助金	自己負担金	その他	
I 海外農業・貿易投資環境調査分析事業		千円	千円	千円	千円	
1 食品産業グローバル展開推進事業	ロシアにおける事業可能性調査・実証事業 (1) 事業実施者の選考等 (2) 協業・連携相手となる企業等の開拓のためのネットワーキング活動等 (3) 個々の企業努力では解決困難な課題解決のための専門家派遣や関係者招へい (4) 事業可能性調査や実証等					〇〇費 △△千円 〇〇費 △△千円 〇〇費 △△千円 〇〇費 △△千円
計						

(注)

- (1) それぞれの事業メニューについて記載すること。
- (2) 事業種類は、交付要綱別表の区分により記載すること。
- (3) 事業細目は、交付要綱別表の経費の欄の区分により記入すること。
- (4) 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠（経費内容、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。なお、備考については、別葉とすることができる。

7 添付資料

- (1) 賃金、人件費及び謝金については、その単価の根拠資料を添付すること。
- (2) 事業を委託する場合には、見積等の積算の根拠が分かる資料を添付すること。
- (3) 必要に応じて資料を添付すること。

別記様式3（第6の1関係）

番 号
年 月 日

農林水産省食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

食品産業グローバル展開推進事業に関する交付決定前着手届

このことについて、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担します。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

事業の内容	総事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
	円			

別記様式4（第7の1関係）

番 号
年 月 日

農林水産省食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和 年度食品産業グローバル展開推進事業（ロシアにおける事業可能性調査・実証事業）実施規程の承認（変更の承認）申請について

食品産業グローバル展開推進事業実施要領（令和3年3月30日付け2食産第6795号農林水産省食料産業局長通知）第7の1の規定に基づき、食品産業グローバル展開推進事業（ロシアにおける事業可能性調査・実証事業）実施規程の承認（変更の承認）を申請する。

（注）関係書類として、食品産業グローバル展開推進事業（ロシアにおける事業可能性調査・実証事業）実施規程を添付すること。

別記様式5（第14関係）

番 号
年 月 日

農林水産省食料産業局長 殿

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

令和 年度食品産業グローバル展開推進事業に係る収益状況報告書

○年○月○日付け○第○○号をもって補助金の交付決定の通知があった食品産業グローバル展開推進事業に関する○年度の収益の状況について、食品産業グローバル展開推進事業実施要領（令和3年3月30日付け2食産6795号農林水産省食料産業局長通知）第14の規定に基づき、以下のとおり報告する。

- | | | |
|---|---------------------------|---|
| 1 | 事業の内容 | |
| 2 | 補助事業の実施により得られた収益の累計額 | 円 |
| 3 | 上に要する費用の総額 | 円 |
| 4 | 補助金の確定額 ○年○月○日付け○第○号により確定 | 円 |
| 5 | 前年度までの収益納付額 | 円 |
| 6 | 本年度収益納付額 | 円 |

(積算根拠)

(注) 収益計算書等を添付すること。